

オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続きに関し必要な事項を定め、県民等から寄せられた多様な意見を反映させて意思決定を行う仕組みを構築することにより、県民参加の促進及び県の行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図り、もって県民と一緒につくる県政「オープンとくしま」の推進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「オープンとくしま・パブリックコメント制度」とは、県の施策の指針となる計画や基本的な施策等を立案する過程において、その原案の内容や趣旨、その他必要な事項をあらかじめ県民等に広く公表し、これらについて県民等から寄せられた意見、情報及び専門的な知識等（以下「県民意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、県民意見等に対する県の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者及び公営企業管理者をいう。

(対 象)

第3条 この制度の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 県の長期構想、県行政の各々の分野における施策に関する基本計画等の策定又は重要な改定

(2) その他、全県下を対象とし、県民生活に係る課題であって、基本的な施策等の立案に当たって、この制度により県民意見等を求めることが望ましいと実施機関が判断する施策等

2 前項各号に該当する場合であっても、法令に基づくもの、迅速性、緊急性を要するもの、軽微なもの及びこの制度の目的に照らし明らかに合理性を欠くと認められるものについては、県民意見等を求める対象から除くものとする。

(募集方法)

第4条 実施機関は、次の事項を定めた募集要領を定め、当該計画等の原案に対する県民意見等を募集するものとする。

(1) 募集の趣旨

(2) 募集期間

募集の周知期間及び県民等の意見提出期間も考慮し、30日以上を設定すること。

なお、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を設定することができるものとする。

(3) 応募方法

郵便、ファクシミリ、電子メール及び持参等とする。

(4) 県民意見等の反映方法

寄せられた県民意見等をどのように反映するかを具体的に明記すること。

(5) 添付書類

募集要領には、当該計画等の原案及び次に掲げる資料（以下「当該計画等の原案」という。）を添付すること。

なお、当該計画等の原案のうち、その量が膨大となる資料については、閲覧用として実施機関が定める場所に設置し、その旨を募集要領に明記すること。

ア 当該計画等の原案を作成した趣旨、目的及び背景

イ 当該計画等の原案の概要

ウ 当該計画等の原案に関連する次の資料のうち必要と判断されるもの

(7) 根拠法令

(イ) 計画等の策定及び改定にあつては、上位計画等の概要

(ウ) 当該計画等の原案を立案するに際して整理した論点

(エ) その他必要な資料

(6) その他

県民意見等を提出した県民等の名前や名称などの個人情報公表する場合には、そのことを募集の際に明記すること。

2 実施機関は、前項により定めた募集要領及び当該計画等の原案については、次に掲げる場所に備え付けるとともに、各実施機関のホームページに掲載することとする。

(1) 実施機関担当課

(2) 県庁ふれあいセンター及び県民センター及び鳴門総合サービスセンター

(3) その他関係機関

3 県民意見等の募集について、次に掲げる方法のうちから必要に応じて選択する方法により県民等への積極的な周知を図るよう努めるものとする。

(1) 報道機関への発表

(2) 県広報誌、新聞等による広報

(3) 印刷物の配布

(4) 説明会の開催、その他有識者及び利害関係人に対する周知

(県民意見等の受付)

第4条の2 県民意見等の受付は、監察局監察評価課県庁ふれあい室で行うものとする。

2 前項の規定により県民意見等を受け付けた監察局監察評価課県庁ふれあい室は、これを取りまとめた上で、実施機関に送付するものとする。

(県民意見等の検討)

第5条 実施機関は、寄せられた県民意見等を考慮して、当該計画等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、寄せられた県民意見等及びそれらに対する県の考え方、並びに、県民意見等を取り入れ原案等を修正した場合にあつては、その修正内容についても公表するものとする。また、寄せられた県民意見等のうち採用しないものについては、理由とともに公表し、必要に応じて、県民等に対し県の考え方を通知するなど、理解を得るための手続を工夫するよう努めるものとする。

3 実施機関は、寄せられた県民意見等及びそれらに対する県の考え方等について、一定の期間、各実施機関のホームページに掲載するとともに、各実施機関及び県庁ふれあいセンターにおいて閲覧ができるよう資料を備え付けるものとする。

4 寄せられた県民意見等のうち、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては公表しないものとする。

5 実施機関は、寄せられた県民意見等及びそれらに対する県の考え方について、第2項及び第3項の規定により公表等する場合又は前項の規定により公表しない場合は、事前に監察局監察評価課県庁ふれあい室と協議しなければならない。

(意思決定過程の特例)

第6条 附属機関又はこれに準じる機関において、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等を立案する場合、この制度を適用しないことができるものとする。

(一覧の作成等)

第7条 監察局監察評価課県庁ふれあい室は、この要綱に定める手続の実施状況や結果について、一覧を作成し、県庁ふれあいセンターに備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

(見直し等)

第8条 監察局監察評価課県庁ふれあい室は、この制度の総合窓口を担当するとともに、必要に応じてこの要綱の見直しを行うものとする。

(アイデア募集型)

第8条の2 実施機関は、第3条第1項に規定する対象に該当しないものであっても、アイデアなど、県民意見等を求めたい場合は、監察局監察評価課県庁ふれあい室と協議の上、この要綱に定める手続を利用することができる。この場合において、実施機関は監察局監察評価課県庁ふれあい室と協議の上、募集方法等について弾力的な運用ができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成15年8月1日以降に着手する計画等について適用するものとする。
ただし、「パブリックコメント手続による県民意見提出制度の試行に関する指針」により県民意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては適用しないものとする。
- 3 この要綱の制定に伴い「パブリックコメント手続による県民意見提出制度の試行に関する指針」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に県民意見等の募集を開始するものについて適用し、施行の際、既に募集を開始したものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。